

6 税額の変更通知

納税義務者の期限後申告や給与支払報告書の訂正、所得・控除内容の調査結果により通知済の特別徴収税額に変更が生じた場合は、特別徴収税額変更通知書が送付されますので、通知された変更月から徴収金額を変更していただきます。

7 退職・休職者の徴収方法

① 6月1日から12月31日までに退職等があった場合

特別徴収できなくなった残りの税額は、普通徴収への切替えとなって個人に納付していただきます。利便性と納税の円滑化を考慮し、納税義務者の申出又は了解を得て、退職時に支払う給与又は退職手当から一括して徴収していただくこともできます。

② 翌年1月1日から4月30日までに退職等があった場合

地方税法第321条の5第2項の規定により、特別徴収できなくなる税額は、本人の申出がなくても、5月31日までの間に支払う給与又は退職手当等から一括徴収することになっています。ただし、一括徴収すべき金額等が退職手当等の金額を超える場合は、この限りではありません。

※5月退職の場合も、最終月分として特別徴収により納入していただきます。

8 異動届などの提出

退職、休職、転勤等による異動があった場合は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに市町村に異動届を提出していただかなければなりません。

※ 異動届の提出が遅れると、

- ① 退職者、休職者、転勤者等の税額が特別徴収義務者の滞納額となります。
- ② 税額変更や普通徴収への切替えが遅れる結果、1回あたりの税額の支払いが多くなってしまいます。などの恐れがありますので、必ず期限までに提出してください。

9 退職所得に係る個人住民税の特別徴収

退職手当に対する個人の住民税については、退職手当が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその住民税額を差し引いて納入(特別徴収)することとされています。このように、他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の住民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

納入すべき市町村は、退職手当等の支払を受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日現在の住所所在地の市町村です。

●退職所得にかかる住民税の特別徴収の手続き(納入の手続き)

退職手当の支払者は、徴収した月の翌月10日までに、「市町村民税・都道府県民税納入申告書」に特別徴収した税額と所要事項を記載したものをそれぞれの市町村に提出(申告)し、この税額を納入書により納入してください。

10 Q&A

Q1 今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ今さら特別徴収をしないといけないのですか。従業員も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが。

A1 地方税法第321条の4及び市町村の条例では、原則として所得税を源泉徴収する義務のある事業主(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされており、制度は変わっていませんが、平成25年度から京都府と京都府内の市町村が連携して一斉に個人住民税の特別徴収の徹底に取り組んでおり、平成30年度から一斉指定するものです。事業主のみなさまにおかれましては法令に基づく適正な特別徴収の実施をお願いします。なお、従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回にすることができる納期の特例制度があります(P5)。